

韓国における学校社会福祉現場実習指導に関する研究

－指導マニュアル中間段階の内容から－

○ 東京福祉大学 大門 俊樹 (会員番号 6367)

キーワード：スクールソーシャルワーク実習、中間段階、韓国社会福祉士協会

1. 研究目的

2009年4月より、日本社会福祉士養成校協会によるスクールソーシャルワーク（以下SSW）教育課程認定事業が開始され、日本においても大学におけるスクールソーシャルワーカー（以下SSWr）養成教育がようやく開始された。同課程では10日間のSSW実習が課されているが、十分な実習場所も確保できず、実習内容についても不統一で、数多くの課題を抱えている。日本においては多様な配置形態でのSSWrによる指導をとるため、統一された実習指導のあり方を議論していくことはこれからの大きな課題であるといえる。

韓国においては、事業化前の1993年に学校社会福祉実習が初めて行われた。以来韓国では、長期間にわたり、常駐型学校社会福祉士と所属大学の教員からのスーパービジョンを受けるという実習形態が継続し、人材育成の大きな柱となっていくといえる。

2004年より韓国学校社会福祉士協会は、学校社会福祉士の実習指導者の教育課程を開発し実施してきた。2010年には、「学校社会福祉現場実習指導マニュアル」が著された。同書は、韓国の学校社会福祉現場実習において、標準的な実習指導の指針として用いられている。

日本と韓国では、実習形態や実習現場、実習指導者資格など、大きな相違点がいくつもあり、単純に比較検討するのが難しい点も多い。しかし、実習開始から20年の歴史をもつ韓国における指導マニュアルから、日本においても取り入れるべき内容について検討することは、今後日本においてSSW実習内容の統一化を図る際にも必要となると考える。

2. 研究の視点および方法

本研究ではまず、韓国学校社会福祉士協会ソウル支部で実施されている実習共同教育の内容を整理した。その後、「学校社会福祉現場実習指導マニュアル」の訳出を行った。同書は、①学校社会福祉実習スーパービジョンへの理解、②準備段階、③初期段階、④中間段階、⑤終結・評価段階に分かれており、全編の把握を行った後、本報告においては④中間段階の内容に絞り、整理した。

さらに、韓国現地調査を行い、実習指導経験者より、マニュアルにある中間段階の内容と実践状況について、聞き取りを行った。そのうえで、韓国において中間段階で行われている内容から、日本においても倣うべき内容について考察を試みた。

3. 倫理的配慮

本研究は文献研究を基本としているが、本学会研究倫理指針に則って研究を行った。

4. 研究結果

韓国において学校社会福祉現場実習指導者の要件は、韓国社会福祉士協会の社会福祉現場実習の指導指針に則っており、「社会福祉士1級資格をもち、社会福祉実務経験が3年以上」となっている。

実習指導の内容については、ソーシャルワーク事業法と韓国社会福祉士協会の規定を遵守し、各学校の学校社会福祉室で準備される。また、韓国では1学期実習は3～6月、2学期実習は9～12月と、長期実習の形をとるため、実習指導者は実習生に各自の力量と個々の関心を考慮し、実践現場に対して自信と達成感が持てるようケースを割り当てなければならないとしている。

同書によると、実習中間段階は、①実習業務の点検、②実習に対する中間評価、③補完教育、④機関訪問に大別される。

実習業務の点検においては、出勤および勤務態度、個別及びグループ介入、家族や地域といったシステムへの介入の3つに大別して行われる。

実習に対する中間評価においては、実習生に対する中間評価、スーパーバイザー自身に対する中間評価、実習過程全般およびスーパービジョンの構造に対する中間評価を、スーパーバイザーは実習生とともに行うこととなっている。

補完教育は、学校教育の現場を理解し、ソーシャルワークの方法や理論を学習することにより学校社会福祉実習の目標を達成するために定期教育の形式で進められる。

中間段階の機関訪問は、学校社会福祉実践において直接的な関連をもつ機関を中心に多様な機関の連携などを確認することを目的として行われ、可能な限り、スーパーバイザーと実習生が共に機関を訪問して紹介や案内を含む教育を受けることが望ましいとされる。

5. 考察

中間段階で韓国から学ぶべき点として、①実習生のみならずスーパーバイザーの評価も行われること、②実習生に実習中間評価書を作成させ、公式な実習中間評価会を実施すること、③中間評価の結果をもとに、必要な補完教育が行われること、④中間段階では、学校社会福祉実践と繋がった関連機関への訪問調査を積極的に行うことなどが挙げられる。

これらの多くは、常駐型学校社会福祉士がいる学校に長期にわたって配属されることにより可能になるともいえる。今後日本においても、社会福祉士受験資格取得のための相談援助実習の教育内容に基づき、SSW実習の教育内容の体系化が求められよう。

しかし、日本においてはSSW実習そのものが定着しているとは言い難く、当面は大学側での指導が中心になるといわざるをえない。学校常駐型（私学など）、派遣型、拠点校型と実習場所も多様なため、それぞれの現場に合わせた十分な事前指導を大学で行いながら、まずは所属大学のSSW実習の体系化について検討を進めたい。